

令和 7 年 6 月 議 会

議 案 説 明 資 料

- 議案第 118 号 令和 7 年度福岡市一般会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 121 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 140 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

財 政 局

歳入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
4	23繰入金	1財政調整 基金繰入金	1財政調整 基金繰入金	4,500,000	82,026	4,582,026
合 計				4,500,000	82,026	4,582,026

補正予算案（第1号）

節		説 明
区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 受 入 金	千円 82,026	福岡市財政調整基金条例に基づく基金受入金の追加

議案第 121 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正に伴い、福岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 大学生年代の子等に関する特別控除の創設に伴う所要の改正（第 17 条、第 23 条、第 23 条の 3、第 23 条の 4）

地方税法の改正により、個人の市民税の特定扶養控除に関して、控除の額が段階的に逓減する仕組みが創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

- (2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告手続の特例の創設に伴う所要の改正（第 50 条）

地方税法の改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告手続について、特例が創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

- (3) その他規定の整備（第 44 条の 4、附則第 27 条）

地方税法の改正等に伴い生じた項ずれについて、規定の整備を行うもの。

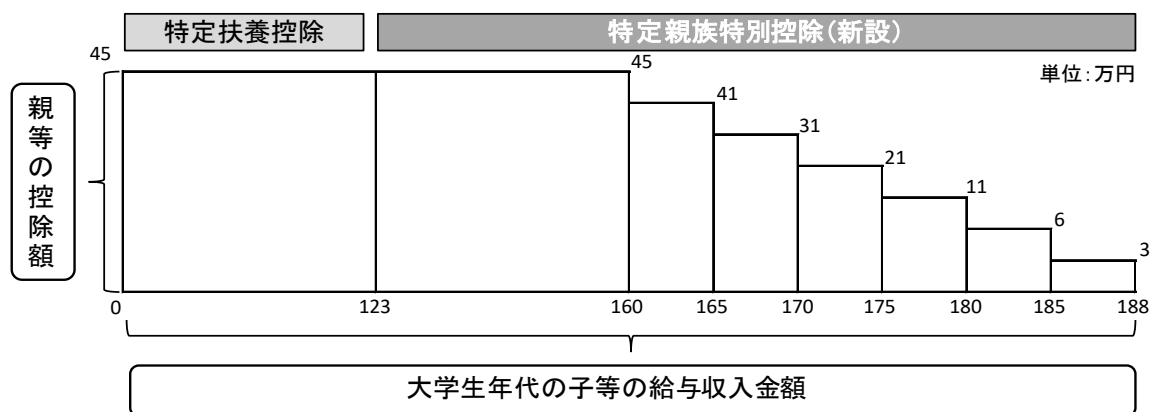
2 施行期日

- (1) 第 44 条の 4、第 50 条、附則第 27 条・・・・・・・・・・ 公布の日
(2) 第 17 条、第 23 条、第 23 条の 3、第 23 条の 4・・・・・・・・ 令和 8 年 1 月 1 日

大学生年代の子等に関する特別控除の創設に伴う所要の改正

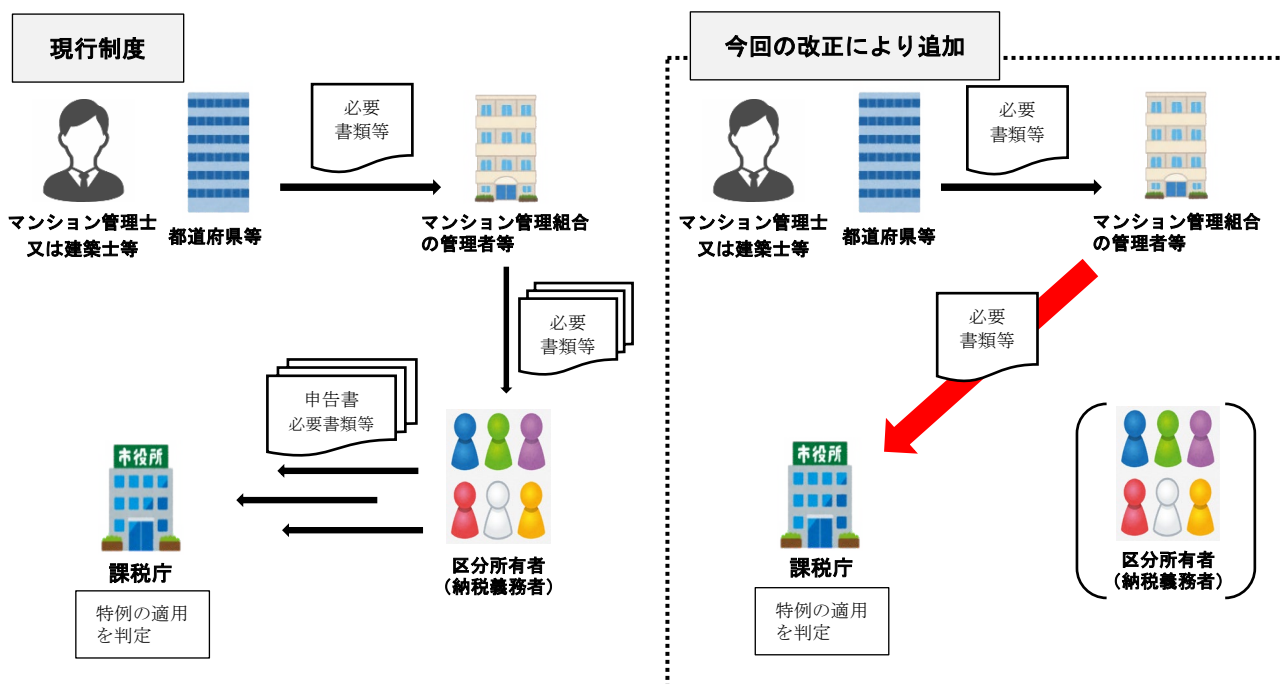
地方税法の改正により、個人の市民税の特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得が一定の額を超えた場合に、親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

大学生年代(19～22歳)の子等に係る特定扶養控除等のイメージ



長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告手続の特例の創設に伴う所要の改正

地方税法の改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、区分所有者ごとの申告手続を省略するため、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合には、当該減額措置を適用することができることとされたことに伴い、所要の改正を行うもの。



新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改 正 前	改 正 後
（所得控除） 第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第23条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下で	（所得控除） 第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第23条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下で

改 正 前	改 正 後
あるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額_____ _____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び前年の合計所得金額が法第314条の2第2項に定める基礎控除額以下の者については、この限りでない。 2～7 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第23条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親	あるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項</u>_____に規定する扶養控除額若しくは<u>特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項において同じ。))</u>(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び前年の合計所得金額が法第314条の2第2項に定める基礎控除額以下の者については、この限りでない。 2～7 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第23条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親

改 正 前	改 正 後
(1)・(2) 略 (3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第1項から第3項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第50条第1項第3号、第2項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号、第11項第3号又は<u>第13項第3号</u>に掲げる事項) (4)～(6) 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第50条 略 2～12 略 <u>13・14</u> 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第27条 略 2～9 略	(1)・(2) 略 (3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第1項から第3項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第50条第1項第3号、第2項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号、第11項第3号又は<u>第14項第3号</u>に掲げる事項) (4)～(6) 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第50条 略 2～12 略 <u>13</u> 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>14・15</u> 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合) 第27条 略 2～9 略

改 正 前	改 正 後
10 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 11・12 略	10 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 11・12 略

議案第 140 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和 7 年 3 月 31 日地方税法の一部が改正され、一部は同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、福岡市市税条例の改正を行う必要があったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を令和 7 年 3 月 31 日次のように専決処分した。

本件は、このことについて同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるもの。

1 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）（第 60 条）

地方税法の改正により、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率の区分が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

《 参 考 》

（令和 7 年 3 月 31 日まで）

区分	ナンバープレート	税率（税額）
総排気量 50cc 以下又は定格出力 0.6kW 以下	白色	2,000 円



（令和 7 年 4 月 1 日以後）

区分	ナンバープレート	税率（税額）
総排気量 50cc 以下又は定格出力 0.6kW 以下	白色	2,000 円
総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下		

新旧对照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改正前	改正後
(種別割の税率)	(種別割の税率)
第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円	ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円
エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
(2) 及び (3) 略	オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円
(2) 及び (3) 略	(2) 及び (3) 略